

台風接近に伴う警報発表による臨時休館処置について

- 1、午前 7 時現在で、大阪府南河内（または羽曳野市）に暴風警報または特別警報（以下「警報」という。）が発令されている場合は、休館にします。
- 2、午前 7 時現在警報が発令されていない場合で、台風の進路にあたり危険が予想される場合には、羽曳野市教育委員会（保育園・幼稚園・小中学校と同様）の対応に準じた処置となります。
- 3、午前 7 時から午前 10 時までに警報が発令された場合は、警報発令時から休館にします。
- 4、午前 10 時現在で、警報が解除の場合は、午後から開館します。
- 5、午前 10 時現在、警報が発令されている場合は、終日休館にします。
- 6、開館時間内において、警報が発令された場合は、その時点で休館にします。
- 7、上記以外、緊急事態、その他必要な場合は、臨時処置をお願いすることもあります。

※「台風接近」とは、大阪府域に台風が向かっている場合及び大阪府域を通過し近畿圏を出るまでの間とします。

※「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。例えば、東日本大震災における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、「平成 23 年台風第 12 号」の豪雨等に匹敵する災害が予想される場合に発表の対象となります。